

## 私立幼稚園における預かり保育拡充事業

私立幼稚園が従来から実施している「預かり保育」を長時間化・通年化することで、夕方や夏休み等に保育が必要な場合でも、幼稚園を利用することができる事業です。市内20か園で実施しています。



### ◆ 対 象

市内在住で、事業実施幼稚園に在籍し、保護者が認定基準に該当するお子さん。

### ◆ 利 用 料

幼稚園の授業料とは別に、利用料が必要になります。（その他昼食等の実費徴収あり）

### ◆ 食 事

夏休み等の昼食は、弁当持参または給食になります。



### ◆ 利 用 方 法

利用には、お子さんが事業実施幼稚園に入園する必要があります。

入園後、実施園が配布する申込書に必要書類を添えて、直接事業実施園まで申し込むこととなります。

### ◆ 認 定 基 準（保護者が以下の状態にある場合に利用できます）

基準	保護者の状況
居宅外就労	月48時間以上居宅外において労働をすることを常態としていること
居宅内就労	月48時間以上居宅内において家事以外の労働をすることを常態としていること
産前産後	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間内にあること
疾病等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他のものを介護することを常態としていること
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること
就 学	一日につきおおむね4時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学することを常態としていること
その他	設置者から申出があり、市長が必要と認める者

※詳細については、裏面の事業実施の各幼稚園にお問い合わせください。